

2021年 5月28日

教員各位

理事・副学長（教育・国際担当）
舞田正志

2021年度6月以降における実験・実習等の実施について（通知）

緊急事態宣言の発出や東京都の感染状況を踏まえた2021年6月以降における授業等の実施方法については、5月27日付け「2021年度6月以降における授業等の実施方法について」で通知したところです。

今後予定されている実験・実習等の実施については、以下のとおり取り扱うことといたしますので、適切な対応をお願いします。なお、今後、授業等の実施方法についての新たな方針が通知された場合には、それに従った対応をお願いします。

【学内の実験室で対面により実施予定の実験科目】

5月27日付け通知に基づいて当該期間の対応レベルに従って申請していただき、承認を得られた場合には実施できるものとします。

【水圏科学フィールド教育研究センターで実施する実験・実習】

5月27日付け通知に基づいて当該期間の対応レベルに従って申請していただき、承認を得られた場合には、水圏科学フィールド教育研究センターのホームページ「利用案内」新型コロナウイルス感染に伴う利用制限と解除について（2021年3月12日）
<https://www.kaiyodai.ac.jp/Japanese/academics/center/userinfo.html> に従って、当該ステーションと相談の上、実施できるものとします。なお、新型コロナウイルス感染に伴う利用制限に関する情報は改訂されることがありますので、最新の情報に従ってください。

【練習船を使用して実施する実験・実習】

1) 海技免許取得のための乗船履歴にかかわる実習

その時点での学内及び社会状況を勘案した上で、可能な限り実施するものとします。

2) 海技免許取得のための乗船履歴にかかわらない実習

当面は、延期・中止とします。ただし、繋留されている船内での短時間の宿泊や食事を伴わない実習については、事前に船舶・海洋オペレーションセンター長及び当該練習船に承認を受けた計画を、当該部局長に提出し、実施可否の判断を仰いでください。ひよどり・やよいを用いた実習についての「当面」は、緊急事態宣言発出中とします。